(介護予防) 短期入所生活介護(従来空床型)

(契約書別紙兼重要事項説明書)

1. 事業の目的

- (1) 要介護者に対し、適正な短期入所生活介護サービス(以下「短期入所サービス」という。) を提供することを目的とします。
- (2) 要支援者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護サービス(以下「介護予防短期入所サービス」という。)を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- (1) 短期入所サービスの運営の方針は次のとおりです。
 - ① 事業所は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生 活上の世話及び(日常生活動作において)機能訓練を行うことにより、利用者の心 身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとし ます。
 - ② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入 所サービスの提供に努めるものとします。
 - ③ 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。
 - ④ 事業所は、適切なユニットケアを行うことにより利用者と職員が同じ人間として 関わり合い、家庭にいるような居心地のよい環境づくりに努めるものとします。
- (2) 介護予防短期入所サービスの運営の方針は次のとおりです。
 - ① 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び(日常生活動作において)機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
 - ② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所サービスの提供に努めるものとします。
 - ③ 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。
 - ④ 事業所は、適切なユニットケアを行うことにより利用者と職員が同じ人間として 関わり合い、家庭にいるような居心地のよい環境づくりに努めるものとします。

3. 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (1) 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定めます。
 - ① 管理者 1人 職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、事業所の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
 - ② 医師 1人以上 利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導 を行う。

- ③ 生活相談員 1人以上 利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、介護計画の作成、関係機関との連携調整を行う。
- ④ 看護職員 常勤換算方法で2人以上 利用者の健康管理を行い、必要に応じて家族、かかりつけ医と連絡をとり、適切 な対応を行うと共に施設の衛生管理等の業務を行う。
- ⑤ 介護職員 常勤換算法で15人以上 (介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、利用者の入浴、排泄、食事等の介 護など利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう 支援を行う。
- ⑥ 機能訓練指導員 1人以上 (介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、利用者が心身の状況等に応じて日 常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。
- ⑦ 管理栄養士 1人以上 利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うと ともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理 を行う。
- (2) 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。
- (3) 職員の勤務体制

| | | 員 | | 数 | |
|---------|-------|------|------|------|-------|
| 職種 | 常 | 勤 | 非常 | 常勤 | #1. |
| | 専 任 | 兼務 | 専 任 | 兼務 | 計 |
| 管 理 者 | | 1人 | | | 1人 |
| 医 師 | | | | 1人以上 | 1人以上 |
| 生活相談員 | 1人以上 | | | | 1人以上 |
| 看 護 職 員 | 2人以上 | | | | 2人以上 |
| 介 護 職 員 | 14人以上 | | 1人以上 | | 15人以上 |
| 機能訓練指導員 | | 1人以上 | | | 1人以上 |
| 管理栄養士 | | 1人以上 | | | 1人以上 |
| 合 計 | 16人以上 | 3人以上 | 2人以上 | 1人以上 | 22人以上 |

4. 利用定員

- (1) 本体の指定介護老人福祉施設に空床があった場合で、当該空床の利用が可能な場合は、 (介護予防) 短期入所サービスに利用できるものとします。この際の利用定員は40 人とし、居室の種類と室数は次のとおりとします。
 - ① 従来型個室16室
 - ② 従来型多床室(2人部屋)12室

(2) 設備の概要

| | ,, , | | |
|----|---------|----------|-----------------------|
| 定員 | 40人 | | |
| 設(| 備の種類 | 室数または箇所数 | 備考 |
| | 従来型 個 室 | 16室 | |
| 居室 | 従来型 多床室 | 12室 | 1人あたり面積10.65㎡以上 |
| | 計 | 28室 | |
| 静 | 養室 | 1室 | |
| 個 | 別 浴 室 | 4室 | 個浴1,機械個浴3 |
| 特 | 別 浴 室 | 1室 | |
| 洗 | 面 設 備 | 48カ所 | 各居室にも1カ所は設置 |
| 便 | 所 | 17カ所 | 1階共有スペースに車椅子トイレ1カ所 |
| 医 | 務 室 | 1室 | |
| 食当 | 堂・機能訓練室 | 4室 | 各ユニットに1室(面積42.44㎡/1室) |

5. 指定短期入所生活介護の内容

- (1) 短期入所サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとします。
 - ① 短期入所サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、 認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当、 適切に行うものとします。
 - ② 短期入所サービスは、居宅介護支援事業者等と連携をとること等により利用者の 心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入 所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成 するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、 漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとします。
 - ③ 職員は、短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとします。
 - ④ 事業所は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
 - ⑤ 事業所は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善 を図るものとします。
- (2) 介護予防短期入所サービスの内容は入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとします。
 - ① 介護予防短期入所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の

- 状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。
- ② 介護予防短期入所サービスは、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、これらを踏まえ、又、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
- ③ 介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとします。
- ④ 職員は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとします。
- ⑤ 事業所は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない記録するものとします。
- ⑥ 事業所は、自らその提供する介護予防短期入所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとします。

具体的なサービスの内容は次のとおりです。

| 具体的なり一て入りが | 1谷は火のとわりです。 |
|------------|-------------------------------|
| サービスの種類 | 内容 |
| 食事の提供 | 栄養及びご利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ |
| | 食事を提供します。また、食事はできるだけご本人の生活パター |
| | ンに合わせて食べていただけるようにいたします。 |
| | 《食事時間》 |
| | 朝 食 概ね 8:00~ |
| | 昼 食 概ね 12:00~ |
| | 夕 食 概ね 18:00~ |
| 排泄の介助 | ご利用者の心身及び排泄の状況に応じて、適切な排泄介助を行 |
| | います。また、おむつを使用される方については、その心身の状 |
| | 況に適したものを提供し、適切に交換を行います。 |
| 入浴の介助 | ご利用者の心身の状況に適した入浴介助を行います。また、体 |
| | 調等で入浴が困難な際は清拭を行うなど清潔保持に努めます。 |
| 口骨出汗しのお出手 | |
| 日常生活上のお世話 | ご利用者の心身の状況に応じた、離床、着替え、整容等の日常 |
| | 生活上のお世話を適切に行います。 |
| 健 康 管 理 | 常にご利用者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のた |
| | めの適切な措置を講じます。また、ご利用者の主治医との連携に |
| | 努めます。 |
| | |

| | ご利用者の心身の状況や置かれている環境等の把握に努め、ご 利用者やご家族からの相談に適切に応じると共に、必要な助言そ の他の援助を行います。 |
|------------|--|
| 送迎 | リフト付き送迎車等でご自宅への送迎を行います。 |
| レクリエーション活動 | ご利用者に楽しみのある時間を過ごしていただけるよう必要に 応じてレクリエーション等を提案いたします。 |

6. 利用料その他の費用の額

サービスの利用料は厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、サービスが法定代理受領サービスである場合には、法に定める利用者負担割合による額が利用料となります。

原則として下記のとおりです。但し、利用者負担軽減制度等の対象者である場合は、その認定に基づいた負担額となります。尚、(1)利用者負担金の①基本利用料、②加算、③減算を合わせた金額に、「介護職員等処遇改善加算(I)」として14.0%の金額が加算となります。

(1) 利用者負担金

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の①基本利用料、②加算、③減算を合わせた金額の介護保険負担割合証に基づき1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、基本利用料及び加算の全額をご負担いただきます。

① 基本利用料 (※単位数に10.17を乗じ、小数点以下を切り捨てた金額になっております。)

「従来型個室・多床室」(1日につき)

| 「成水至間至 多水至」(10℃ ラビ) | | | | |
|---------------------|------------------|-----------|-------------|--|
| ≖ △# 広 | 从 [字 * F | 基本利用料 | 利用者負担金 | |
| 要介護度 | 単位数 | 単位数×10.17 | (自己負担1割の場合) | |
| 要支援1 | 4 5 1 | 4,586円 | 459円 | |
| 要支援 2 | 561 | 5,705円 | 571円 | |
| 要介護1 | 603 | 6, 132円 | 613円 | |
| 要介護 2 | 672 | 6,834円 | 683円 | |
| 要介護3 | 7 4 5 | 7,576円 | 758円 | |
| 要介護4 | 8 1 5 | 8,288円 | 829円 | |
| 要介護 5 | 884 | 8,990円 | 899円 | |

《要支援連続31日目~、要介護連続61日目~≫

| 六 十 米 | 基本利用料 | 利用者負担金 |
|-------|-----------|-------------|
| 単位数 | 単位数×10.17 | (自己負担1割の場合) |
| 4 4 2 | 4,495円 | 450円 |
| 5 4 8 | 5,573円 | 557円 |
| 5 7 3 | 5,827円 | 583円 |
| 6 4 2 | 6,529円 | 653円 |
| 7 1 5 | 7,271円 | 727円 |
| 785 | 7,983円 | 798円 |
| 8 5 4 | 8,685円 | 869円 |
| | | |

| 加算の種類 加算の要件 単位数 加算額 |
|---------------------|
|---------------------|

| | | | 基本利用料 | 利用者負担金 (自己負担1割の場合) |
|-------------------------|---|-----|--------|-----------------------|
| 機能訓練体制加算 | 専ら機能訓練指導員の職務に従事す る常勤の理学療法士等を配置した場 合 (1日につき) | 1 2 | 122円 | 12円 |
| 看護体制加算 I (イ) | 当該加算の体制・人材要件を満たす | 6 | 6 1 円 | 6 円 |
| 看護体制加算 I (ロ) | 場合(1日につき)※各加算の要件を満たせば、それぞれの加 | 4 | 40円 | 4円 |
| 看護体制加算Ⅱ(イ) | 算を同時算定(入所定員が30人以上50 | 1 3 | 132円 | 13円 |
| 看護体制加算Ⅱ(口) | 人以下は $I(T)$ と $II(T)$ 、 51 人以上は I (ロ)と $II(D)$ することが可能 | 8 | 81円 | 8円 |
| 夜勤職員配置加算 I (ユニット型以外) | 当該加算の体制・人材要件を満たす 場合 (1日につき) | 1 3 | 132円 | 1 3円 |
| 夜勤職員配置加算Ⅱ (ユニット型) | | 18 | 183円 | 18円 |
| 夜勤職員配置加算Ⅲ (ユニット型以外) | ※各加算の要件を満たせば、それぞれの加 算を同時算定(ユニット型以外は加算 I と Ⅲ、ユニット型は加算 II と IV) することが 可能 | 1 5 | 152円 | 15円 |
| 夜勤職員配置加算IV (ユニット型) | | 2 0 | 203円 | 20円 |
| 送迎加算 | 送迎を行った場合 (片道につき) | 184 | 1,871円 | 187円 |
| 緊急 短期入所受入加算 | 要件を満たした上で緊急の受入を行った場合[7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度] (1日につき) | 9 0 | 915円 | 92円 |
| 療養食加算 | 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合(1日につき3回を限度) 見守り機器等のテクノロジーを導入し効果を示すデータの提供を行っている場合 (1月につき) | 8 | 8 1 円 | 8円 |
| 生産性向上推進 体制加算 I | | 100 | 1,017円 | 102円 |
| 生産性向上推進 体制加算Ⅱ | | 1 0 | 101円 | 10円 |
| サービス提供体制 強化加算 I | 当該加算の体制・人材要件を満たす 場合[当該加算は区分支給限度額の算定対 | 2 2 | 223円 | 2 2 円 |
| サービス提供体制 強化加算 II | 象からは除かれます。] (1日につき) | 1 8 | 183円 | 18円 |
| サービス提供体制 強化加算Ⅲ | ※加算 I ~Ⅲのいずれか 1 つを算定する。 | 6 | 6 1 円 | 6 円 |

※従来空床型の為、看護体制加算は特養の加算と同様に、夜勤職員配置加算はユニット型 以外となります。

| 介護職員等 | 当該加算の算定要件を満たす場合 | 1月の利用料金 | |
|-----------------|---------------------|-------------|----------|
| 如遇改善加算 I | [当該加算は区分支給限度額の算定対象か | (基本部分+各種 | 左記額の1割 |
| 光超以普加异 1 | らは除かれます。] | 加算減算)の14.0% | 左記領V/1音! |
| 介護職員等 | (1日につき) | 1月の利用料金 | |

| 処遇改善加算Ⅱ | | (基本部分+各種 | |
|--------------------|--------------------------|-----------------|--|
| | ※加算 I ~V のいずれか 1 つを算定する。 | 加算減算)の13.6% | |
| 介護職員等 | | 1月の利用料金 | |
| 」 | | (基本部分+各種 | |
| 处 西以 普加昇Ⅲ | | 加算減算)の11.3% | |
| 介護職員等 | | 1月の利用料金 | |
| り 通過負等 処遇改善加算IV | | (基本部分+各種 | |
| 定因以普加异IV | | 加算減算)の9.0% | |
| 介護職員等 | | 1月の利用料金 | |
| ります。 処遇改善加算V | | (基本部分+各種 | |
| 处西以普加昇 V | | 加算減算)の12.4~4.7% | |

③ 減 算 (※単位数に10.17を乗じ、小数点以下を切り捨てた金額になっております。)

[従来型個室・多床室]

| | | | 減算額 | |
|--|--------|-----|-------------|------|
| 減算の要件 | | | 利用者負担金 | |
| | | | (自己負担1割の場合) | |
| 連続31日以上60日まで短期入所生活 介護を行った場合 (1日につき) | 要介護1~5 | ▲30 | ▲305円 | ▲31円 |

^{*}要件を満たすものだけ、基本利用料に加算・減算されます。

※上記の基本利用料及び加算・減算は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、上記の基本利用料及び加算・減算も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

※当事業所の所在地である新潟市が地域区分7等級に該当するため、基本利用料、加算・減算については1ヶ月分の合計単位数に10.17円を乗じるので端数処理により差額が生じる場合がございます。

(2) その他の費用は次のとおりとします。

次の費用を利用者負担金としていただきます。但し、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある負担額をいただきます。

| 1 | 食 費 | 朝食1食につき | 4 7 5 | 5 円 |
|-----|---------|--------------------|-------|-----|
| | | 昼食1食につき | 6 5 (|) 円 |
| | | 夕食1食につき | 6 5 (|) 円 |
| 1 | 滞在費 | 1日につき (従来型個室) 1, | 5 2 1 | 1 円 |
| | | (従来型多床室) 1, | 18 | 5 円 |
| 2 | おやつ代 | 1日につき(希望制) | 100 |) 円 |
| 3 | 電気使用料 | 1日につき1電化製品 | | |
| | | (※居室内のテレビ視聴希望の方含む) | 1 0 | 0円 |
| 4 | 理美容代 | (カット、カラー、パーマ等) | 実 | 費 |
| (5) | 医療材料費 | (吸引カテーテル・シリンジ等) | 実 | 費 |
| 6 | 特別な食費 | ご希望により特別な食事を | | |
| | | 提供した場合には、それに要した費用 | 実 | 費 |
| 7 | レクリエーショ | ン時にかかった費用(外出行事等) | 実 | 費 |

⑧ その他日常生活上の便宜に係る費用

- 実 費
- (3) 前(1)利用者負担金及び(2)その他の費用に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、同意を得るものとする。
- (4) その他、新たに費用の徴収が必要となった場合及び変更となった場合等は、その都度、 利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。
- (5) 支払い方法

お支払い方法は【契約書】のとおりです。

7. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎を実施する地域は次のとおりです。 新潟市東区及び中央区・北区・江南区の一部(要相談)

8. サービス利用に当たっての留意事項

利用者は、サービスの利用に当たっては、次の事項に留意して下さい。

- ① 事業所内での政治活動、宗教活動はご遠慮ください。
- ② 事業所に危険物を持ち込まないで下さい。また、迷惑行為(暴力・騒音・他者の居室への侵入等)はご遠慮ください。
- ③ 貴重品の管理に注意して下さい。貴重品に関するトラブルは一切責任を負いません。
- ④ 事業所の居室、共同施設、共同設備及び敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、賠償していただくことがあります。
- ⑤ 事業所及び事業所の設備を故意に滅失、破損、汚損し、または無断で仕様変更しないで下さい。これにより損害等が生じた場合には、賠償していただくことがあります。
- ⑥ 利用者相互の親睦を図り、施設内の風紀秩序の維持に努めること。
- ⑦ 火気の取り扱いに注意して下さい。
- ⑧ 外出又は外泊する場合は、必ず行先と帰所予定日時を職員に申し出て下さい。

9. 緊急時等における対応方法

(1) 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護実施中に利用者の病状、状態に急変その他の緊急事態の生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。主治医に対する連絡が困難である場合には、協力病院等への緊急搬送の処置を講じることとします。

| 主治医 | 主治医氏名 | |
|-----|--------------|--|
| | 連絡先 (TEL) | |
| ご家族 | 氏 名 | |
| | 連絡先 (TEL) | |

| ご家族 | 氏 名 | | |
|----------------|--------------|------------|---------------|
| | 連絡先 (TEL) | | |
| 協力 医療機関 | 彳 | 名 称 | 住 所 |
| | 新潟医療生 | 活協同組合 木戸病院 | 新潟市東区竹尾4-11-5 |
| 緊急時希望の 医療機関 | 4 | 名 称 | 住 所 |
| | | | |

木戸病院以外の個別受診は、原則施設を中心とした半径2Km圏内とさせていただきます。 (2) 利用についてのお願い

- ① 複数の方が同時にサービスを利用されますので、周りの方のご迷惑にならないよう風邪症状等を感じたら直ちに職員にお申し出下さい。
- ② 体調の変化などでサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに当事業所(電話番号271-7700)までご連絡下さい。

10. 非常災害対策

- (1) 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期します。
- (2) 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施します。
- (3) 施設は医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めます。

| 冰叶乳雨 | | 10 5 年 0 1 | 1 1 🗆 | | |
|------|-----------------|------------|--------------|------|------|
| 消防計画 | 届出日 平成25年8月1日 | | | | |
| 防火訓練 | 訓練の | 種類 | 避難訓練 | 通報訓練 | 消火訓練 |
| | 実施回数(1年 | につき) | 2 回 | 2 回 | 2 回 |
| | 避難階段 | 2ヵ所 | 自動火災通 | | 有 |
| 防災設備 | 避難口 | 8ヵ所 | 非常通報装 | 置 | 有 |
| | 防火扉 | 12ヵ所 | 非常警報装 | 置 | 有 |
| | 屋内消火栓 | 16ヵ所 | 誘導灯及び | 誘導標識 | 30ヵ所 |
| | スプリンクラー | 有 | 非常電源設 | 備 | 有 |
| | カーテン、フ | 布製ブライ | ンド等の防り | 人性能 | 適合 |

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとします。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とします。

- (1) 施設では虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とします。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。
- (3) 職員は年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係

者に報告を行い、事実確認のために協力します。又、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会を行う、再発防止に努めます。

◎その他運営に関する重要御事項は以下の通りとなります

12. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

13. 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。 また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行います。
- (2) 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延防止をするために、以下の措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び 訓練をそれぞれ定期的に実施します。

14. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録します。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15. 苦情処理等

(1) 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情

に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものと します。

| 苦情受付窓口 | 事務所 | 025-271-7700 |
|---------|---------------|------------------------------|
| 苦情受付担当者 | 生活相談員 | 串田裕子 |
| 苦情解決責任者 | 管理者 | 立石浩介 |
| 第三者委員 | 保苅恵子 飯島美智子 | 025-273-5697 025-273-2151 |

- (2) 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。
- (3) 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会(以下「市等」という。)から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行います。
- (4) 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告します。
- (5) 当施設に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

| 苦情受付機関 | 連絡先(電話番号) |
|------------------------|-------------------------|
| 新潟県社会福祉協議会 運営適正化委員会 | 0 2 5 - 2 8 1 - 5 6 0 9 |
| 新潟市福祉部介護保険課 | 0 2 5 - 2 2 6 - 1 2 7 3 |
| 東区役所健康福祉課 高 齢 介 護 係 | 0 2 5 - 2 5 0 - 2 3 2 0 |
| 新潟県国民健康保険団体連合会 | 0 2 5 - 2 8 5 - 3 0 2 2 |

16. 秘密保持

- (1) 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とします。
- (2) 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記します。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとします。

17. 地域との連携

(1) 事業者は、事業所の運営に当たって、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めます。

18. 職員の研修

- (1) 事業所は、職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定短期入所生活介護等を提供できるよう、職員の勤務体制を整備します。
- (2) 事業所は、次の各号に定める研修を実施します。
 - ① 採用時研修 採用後4ヶ月以内に実施
 - ② 継続研修 年1回以上
- (3) 事業所は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。
- (4) 事業所は、必要と認める場合は、前2項に掲げる研修のほかに、研修を実施します。

19. 記録の整備

- (1) 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する各号に掲げる記録や職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
 - ① 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画
 - ② 供した具体的サービス内容等の記録
 - ③ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
 - ④ 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - ⑤ 苦情の内容等に関する記録
 - ⑥ 事故の状況及び事故に対する処置状況についての記録

20. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

評価機関による評価の受審はありません。

契約書別紙兼重要事項説明書を2通作成し、利用者及び事業者記名の上、それぞれ1部ずつを保有します。

令和 年 月 日

(介護予防) 短期入所生活介護の提供開始にあたり、ご利用者に対して上記の通り説明しました。

事業者

所 在 地 新潟市東区はなみずき2丁目3番7号

名 称 社会福祉法人亀田郷芦沼会

代表者職·氏名 理事長 渋 谷 薫

説明者職·氏名 生活相談員

上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者

ご住所

お名前

(代理人)

ご住所

お名前

(令和7年月9月8日改訂)